

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's 広場

関連リンク

## 資料室



HOME | 資料室 | 一般教養 | 労働関係法 | 職場と労働法 2 活動編 (15) 多様な労働時間の使い方「変形労働時間制」③

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

社会保障

労使トラブル法律相談Q&amp;A

労働関係法

経営全般

人間関係とコミュニケーション

ライフプラン

男女共同参画

公務員関係法

日朝の歴史

7つの習慣

中東の歴史

ボランティア活動

環境活動

社会貢献活動

自己啓発

生涯学習

外交・防衛問題

資本論

### 職場と労働法 2 活動編 (15) 多様な労働時間の使い方「変形労働時間制」③

#### 一週間単位の非定型的変形労働時間制

労基法第32条の5

##### 導入要件

対象業種は、小売業、旅館、料理店、飲食店で、しかも常時使用する労働者が30名未満の事業所となっています。

- ① 労使協定を締結し労働基準監督署へ届出る（労使委員会、時間設定改善委員会決議）
- ② 一週の所定労働時間が40時間以内となるように定めること。
- ③ 一日の労働時間の上限は10時間とする。
- ④ 原則として、前週末までに翌週の各日の労働時間を書面で通知すること。  
※緊急な事情発生で、止もう得ない場合は前日までに書面で通知する。
- ⑤ その他「就業規則」等に記載する。

例：日曜日が休日の外食店

日	月	火	水	木	金	土
休日	5H	5H	10H	6H	8H	6H

宴会の予定が、水から金に変更になった。

変更

日	月	火	水	木	金	土
休日	5H	5H	8H	6H	10H	6H

水と金曜の変更を前日までに書面で通知。

変更

変更

#### フレックスタイム制

労基法第32条の3

制度の採用にあたっては、就業規則などにより、始業・終業時刻を労働者の決定に委ねることを定める必要があります（同法第32条の3）。また、労使協定及び、労使委員会・時間短縮推進委員会の決議により以下の事項を定める必要があります。

##### 導入要件

1. 対象労働者の範囲。
2. 清算期間（一ヶ月以内）。
3. 清算期間内の総労働時間。
4. 一日の標準労働時間。
5. コアタイム、フレキシブルタイムを設ける場合は、その時間帯及び開始・終了時刻。

教育カリキュラム

日本国憲法

傾聴

語り部スキル

🔍 キーワード検索はこちら

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

**Worker's Library 会員登録**  
お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

🔍 サイトマップ 🔍 このサイトについて 🔍 個人情報保護の取組みについて

🏠 ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

**Worker's Library** 静岡で働く人のための資料閲覧サイト  
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.